

始めります 確定申告

確定申告の窓口での受付は、
2月16日(月)から3月16日(月)までです。
※閉庁日(土・日曜日)は行っていない。

申告は、「e-TAX」・「郵送」・「窓口」で

確定申告・納税期限	
所得税	3月16日(月)
贈与税	3月16日(月)
消費税・地方消費税(個人事業者)	3月31日(火)
納税には、安心、便利な口座振替をご利用ください。 【振替日：所得税4月22日(水)、消費税・地方消費税4月27日(月)】	

さんがご自分で確定申告書に記載していただく「自書申告」の定着を図っています。なお、土・日曜日及び祝日の申告については、e-TAX、郵送又は税務署の時間外收受箱への投函により行うことができます。

確定申告が必要となる人

- 事業所得(商業、工業、農業、医業などから生ずる所得)や不動産所得(地代、家賃)などがあり、1年間の所得金額の合計額が、所得控除合計額を超える
- 土地、建物などを譲渡した
- 給与所得者(サラリーマンなど)で年収が2千万円を超える、2カ所以上から給与を受けている、給与以外の所得が20万円を超えるなど

町県民税・国民健康保険税の申告が必要な人

平成21年1月1日現在、熊野町内に住所がある人で、次の各項に該当する人は、申告書を提出しなければなりません。ただし、所得税の確定申告をした人は不要です。

- 平成20年中に営業、農業、配当、不動産などの給与以外の所得がある(20万円以下のとき所得税の確定申告は不要ですが、町県民税は必要です)
- 平成20年中に退職した
- 雑損控除、医療費控除、寄附金控除(一定制限有り)などを受けようとしている
- 熊野町に住所はないが、町内に事務所や家屋敷がある
- 所得税から住宅ローン控除を引ききれなかった
- 国民健康保険に加入している(申告することによって、国保税が軽減さ

確定申告すれば税金が戻る人

確定申告の必要がない人も、次のような場合、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- マイホームを住宅ローンなどで購入した
- 多額の医療費を支払った
- 災害や盗難にあった
- 年途中で退職し、再就職をしなかったため、年末調整を受けなかった

所得税の申告は

- 自宅やオフィスでできる e-TAX で
- ホームページから簡単申告
- 添付書類が提出不要
- 最高5千円の税額控除
- 平成19年分の確定申告(平成19年分の確定申告で適用を受けた人は受けられません)
- 還付金がスピーディ

確定申告期の24時間受付

所得税の確定申告期限の

3月16日(月)までは24時間 e-TAX の利用が可能です。(利用するには電子証明書が必要ですが)

http://www.e-tax.nta.go.jp

申告相談会場の開設

● 説明会

お気軽にご利用ください。



相談日	会場	時間
2月9日(月)	町民会館	9:00~12:00
10日(火)		13:00~16:00

(注) 初日の午前中は大変混雑が予想されます。なお、件数が多い場合には、早めに受付を終了することがありますので、ご了承ください。

センター8階) 2月13日(金)(土・日曜・祝日は除く) 午前10時~午後4時

役場での申告の受付

先着順に整理券をお取りください。ただし、件数が多い場合には早めに締め切ることがありますので、ご了承ください。また、役場での申告も「自書申告」となっていますので、ご協力をお願いします。

- 役場 エントランスホール
- 2月16日(月)~3月16日(月)
- (土・日曜日及び3月4日(水)~6日(金)を除く) 午前8時半~11時半、午後1時~4時半

申告に関するお問い合わせ

- 海田税務署 ☎823・2131 (海田町大正町1番13号)

れることもあります。遺族年金、障害者年金等を受給している人や、疾病その他の事情により所得が全くなかった人も必ず申告してください)

※今年から国民健康保険税の簡易申告書の書式が変更になりました。所得がなかった人は、申告書裏面下「所得がなかった人に関する事項」へ記入し、提出してください。

申告に必要なもの

- 各所得(収入)のわかるもの(源泉徴収票など)

○ 介護保険料↓福祉課

- 印鑑
- 社会保険、生命保険、地震保険などの領収書、支払保険料の証明書
- 医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書、明細書、保険などで補てんされる金額の明細書
- 障害者手帳又は戦傷病者手帳
- 筆記用具、電卓等計算用具

※次の社会保険の支払証明書が必要人には、次の部署で発行されます。

- 国民健康保険税↓税務課
- 後期高齢者医療保険料↓住民課

- 国民年金保険料↓広島南社会保険事務所 ☎253・7710

ご相談・お問い合わせ

下記の日程で町県民税・国保税の申告の出張会場を設けます。ご不明な点など、お気軽にご相談ください。

税務課 ☎820・5603



対象地区	相談日	会場	時間
初神・新宮	3月4日(水)	東公民館	9:00~12:00
川角・平谷・貴船・石神・神田・柿迫・東山	3月5日(木)	西公民館	
呉地・萩原・中溝・出来庭・城之堀	3月6日(金)	町民会館	13:00~16:00

(注) この期間中、税務課での相談は行っていませんので、各会場へお越しください。

申告が必要です!

● 所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人 ~控除しきれなかった分は、住民税(所得割)から控除されます~

税源移譲により所得税が減額となり、住宅ローン控除額を引ききれない場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

● 住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには

平成20年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、3月16日(月)までに、税務課(平成21年1月1日現在お住まいの市町村)へ「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。この適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。(熊野町ホームページに申告書を掲載しています)

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける人	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をしない人	源泉徴収票を添付して税務課へ提出
所得税の確定申告をする人	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

税務課 ☎820・5603